

資料 4.回答書

(林議員提出の質問・指摘事項(令和 8 年4月 22 日付)に対する対応)

回答書

【質問 1】

弁護士によるハラスメント事案に関する第三者調査委員会調査報告書の誤表記は許されるのか。

【回答 1】

誤表記への対応は、その性質や影響度により判断が分かります。個人の名誉やプライバシー、当事者の処分に直結する重大な誤りの場合は、第三者調査委員会による再調査や報告書の撤回等の措置が必要です。一方、今回の指摘箇所のように、誤りがハラスメント成立 3 要件(優越的な関係、業務の適正な範囲を超えた言動、就業環境の悪化)のいずれにも影響を及ぼさない場合は、本回答をもって対応いたします。

【質問 2】

第三者調査委員会調査報告書8ページ (10) 令和7年4月7日 「…解散後の市議会において、」
【正式には】 「…改選後の議会において、」この誤表記は、どうなるのか。

【回答 2】

ご指摘の通り、当該記述における用語選択に誤りが判明いたしました。報告書第 8 ページ(10)の「解散後」は、正しくは「改選後」となります。ただし、これは単純な用語の誤記であり、報告書の結論を左右するような本質的な内容に関わるものではないため、本回答をもって対応いたします。

【質問 3】

オ 令和7年3月 21 日までにあった事実 45～46 ページ「…同月21日午前中、……そこで、A課長は、総務課長に対し、C議員の言動についてハラスメント事案としてメールで報告した。同月 26 日、C議員は、B部長に電話で「市との信頼関係が損なわれた。」などと伝えた。」

この表記だと A 課長のメール報告(ハラスメント事案)と C 議員の電話(信頼関係の指摘)は因果関係があるように読めてしまいます。実際の電話の内容は、B部長が〇〇の臨時理事会において、事務局長の解任動議を提出することなどは 18 日のヒアリング時には聞いておらず、今後のこともあるため信頼関係を損なうようなことはお互いに気をつけようと助言するとともに、一般質問の感想を聞くといった内容でした。

この誤表記は、どうなるのか。

【回答 3】

調査報告書の当該記述は、関係者への聞き取りや客観的記録に基づき、事実を時系列で整理したものです。令和 7 年 3 月 21 日に次いで同月 26 日の事象を記載したことは時系列の構成上当然であり、因果関係を見出すのは主観的推測にすぎません。記載順序や文言に不備や偏向は認められず、修正や再調査の根拠には該当しないと考えます。

【質問 4】

オ 令和7年3月 21 日までにあった事実

46 ページ

同月5日頃、C議員は、B部長宛てに、B部長及びA課長と話がしたいとのメールを送った。B部長はA課長にその旨を伝えたが、A課長はC議員と会うつもりはないと伝えた。

【正確には】「…3月5日の予算委員会が、健康福祉部の所管が終わって、休憩時間に入って、部長に、ちょっとすみませんが、議会運営に関するお話がございますので、3月 13 日の予算決算委員会の後期全体会が終わったらお時間取っていただけませんか。その時に課長も同席をお願いしてよろしいですかねって私はアポを取りました。3月 13 日は調べていただいて、午後3時半からだったら時間取れるということで約束しました」(平成 7 年 3 月 21 日全協での発言)メールについては、送受信記録を見れば確認できるもので、メールを送ったとする事実はありません。この誤表記は、どうなるのか。

【回答 4】

ご指摘の通り、「メール」と記載した部分は「口頭」の誤表記です。ただし、これは面談調整手段に係る事務的な事柄にすぎません。ハラスメント成立 3 要件(優越的な関係、業務の適正な範囲を超えた言動、就業環境の悪化)の主要事実とは無関係であり、認定の結論を左右するものではないため、本回答をもって対応といたします。

【質問 5】

エ 結論 69 ページ「…なお、C議員は市議会において、厚生労働省が示すパワーハラスメントの6類型のいずれに当たるかが示されるべきと述べているため、念のために付言すると」

【正確には】「…今後ですね、本当に職員の言動は、さっきのハラスメントの、さっきの指針とさっきの厚生労働省の内容に沿って発言を1つずつ気をつけるのはもちろんなんですけど」(平成 7 年 3 月 21 日全協での発言)「パワーハラスメントの6類型のいずれに当たるかが示されるべきと述べている」という具体的な主張も、直接的な表現としては記録されておらず、微妙な違いがあります。この表記は、どうなるのか。

【回答 5】

調査報告書の「念のために付言すると」という箇所は、ハラスメント認定とは直接関係のない補足的記述にすぎません。また「市議会において」との表記は、令和 7 年 3 月 21 日の全員協議会での発言に限定せず、同月 17 日の面談記録等を含む市議会での一連の経過を総合的に記述したものです。これらはハラスメント成立 3 要件(優越的な関係、業務の適正な範囲を超えた言動、就業環境の悪化)の主要事実と無関係であり、認定の結論を左右しないと考えます。